

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

尼崎市障害福祉課長

特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて（その1）

平素は、本市の障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止に係る小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの対応に関する「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について」（令和2年3月13日付障発0313第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が示されたことから、令和2年3月提供分の利用者負担の軽減及び報酬請求方法については、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

なお、この取り扱いは令和2年3月提供分のみとなり、4月以降の取り扱いは示されておられませんのでご了承ください。

記

1 利用者負担軽減の内容

特別支援学校等の臨時休業により、3月2日から春休みの開始までの間に、放課後等デイサービスの利用量が増加したことに伴う利用者負担の増加分（以下、「利用料のかかりまし分」という。）が軽減されます。

【軽減の対象となる利用者負担】

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

2 報酬請求について

・特別支援学校等の臨時休業となった3月3日（火）から春休み開始日の前日までについては、学校休業日単価扱いとなります。

・3月提供分の請求については、上記①～④の利用量増加分を含め、通常通り国保連合会に請求してください。

・今後、特別支援学校等の臨時休業期間中の影響額（臨時休業日がなかった場合との差額）対応する必要がありますので、上記①～④の経費に係る児童ごとに切り分けをお願いする予定です。

後日、改めて、影響額のご報告を依頼いたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

・上記①～④の該当日は、サービス提供実績記録票の備考欄に「休業対応」等わかるように記載してください。（すでに提出済等対応が難しい事業所におかれましては、後日依頼する影響額把握の際に提出をお願いする予定です。）

3 利用者負担に関する留意事項

保護者に3月提供分の利用者負担を請求する際には、特別支援学校等の臨時休業がなかった場合の利用者負担（当初から3月に予定していた利用分に相当する利用者負担）のみを請求して下さい。

（新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（3月24日版）（令和2年3月24日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）Q10-2 参照）

なお、「利用料のかかりまし分」については、本市から事業所にお支払いすることとなりますので、後日お知らせいたします。

4 上限管理対象者に関する留意事項

上限管理対象者の場合、3月提供分の国保連合会への伝送は、増加した利用者負担額となり、実際に保護者に請求する利用者負担額とは異なります。そのため、利用者負担軽減対象となる保護者に対して、後日「利用料のかかりまし分」を返還する、または利用料の請求を保留する等、保護者にご説明していただきますようお願いいたします。

5 留意事項

尼崎市の放課後等デイサービスの支給決定を受けている利用児が対象となりますので、他市利用児については支給決定市町村の取り扱いに従ってください。

国及び兵庫県が行う補助事業に基づくため、放課後等デイサービス以外の利用児（児童発達支援等）は対象となりません。

6 参考資料

- ・学校の臨時休校に伴う請求明細書の記載イメージ
- ・「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業」に係る市町村から事業所への補助について（留意事項）
- ・放課後等デイサービス補助金 延長支援加算の取扱い（臨時休業に伴うもの）

<尼崎市ホームページ>

トップページ>くらし・手続き>障害者支援>障害者自立支援制度>【障害福祉サービス等】【障害児通所支援】指定サービス事業に関するお知らせ>

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1020053.html>

以 上

【問い合わせ先】

尼崎市障害福祉課 請求・認定担当係

吉田・曾谷

TEL：06-6489-6750

FAX：06-6489-6351